

「日本医療保育学会認定・医療保育専門士」資格認定実施要綱

医療保育とは、医療を要する子どもとその家族を対象として、子どもを医療の主体と捉え、専門的な保育を通じて、本人と家族のQOLの向上を目指すことを目的とする。保育士が医療と密接に係わる領域としては、病院・診療所（病棟、外来）、病（後）児保育室、障害児施設などがある。

日本医療保育学会は、上記の目的を達成するために、保育士に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、「日本医療保育学会認定・医療保育専門士」として認定する。

1. 認定のための応募資格

資格認定を受けようとする者は、参加手続きの申請期間現在において、日本医療保育学会認定・医療保育専門士資格認定細則に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の保育士資格を有していること
- (2) 病院、診療所、病（後）児保育室、障害児支援施設および乳児院（病・虚弱児介護加算対象施設に限る）等で、常勤1年以上、非常勤は年間150日以上かつ2年以上の保育経験を有していること。なお、非常勤勤務の日時の算出については別内規にて定める。
- (3) 日本医療保育学会会員であり、1年以上の会員歴があること

受講資格における非常勤職員の場合の算出方法の内規

- 1) 1日の勤務時間を8時間とし、パート勤務の場合、1日4時間の場合は0.5日、2時間の場合は0.25日などと換算する。
- 2) 非常勤の場合は、2年間の通算勤務日数で申請することができるものとし、1年間150日を超えた勤務実績がある場合に限って、翌年度分の勤務日数に加算できるものとする。その結果、翌年度も通算150日勤務を超えていた場合、2年未満の勤務であっても2年以上勤務したこととして扱う。
- 3) 但し、勤務日数を明らかにする証明書等を勤務先から発行してもらい、提出関係書類に添付する必要がある。

2. 資格認定のための参加登録

- 1) 参加登録を希望するものは申請期間に必要な書類を整えて書留で、資格認定委員会事務局に郵送する。

◆申請書類

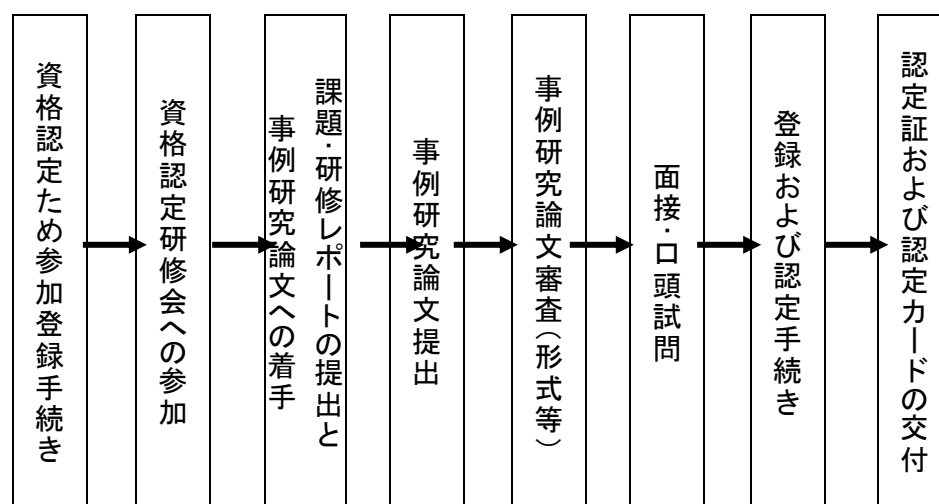
- (1) 参加登録申込書（所定の様式）
- (2) 保育士免許の写し（A4サイズとする）
- (3) 履歴書（所定の様式、見本参章の上記入すること）
- (4) 在職証明書（所定の様式）

(5)勤務先推薦書（所定の様式）

- ◆申請期間 当該年度の4月1日～年4月30日（必着）
- ◆封入する封筒は、A4サイズで折らずに入るものとする。
封筒の表左側に「資格認定参加登録申込」と朱書きする

- 2)書類審査を行い、申請者に通知する。
- 3)通知を受けた申請者は、資格認定研修に必要な費用30,000円を所定の口座に入金する。
- 4)入金を確認したうえで、研修要項と研修テキスト等の必要書類を送付する。
- 5)参加登録申請（入金済み）後、やむを得ない理由で資格認定研修に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定研修への受講資格を有する。
参加できないものは、資格認定研修会が開催される前日までに、速やかに不参加理由書（様式自由）資格認定委員会事務局に提出する。
所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。
- 6)一旦入金された研修費用は、理由の如何を問わず返還しない。

3. 資格認定までのプロセス



4. 資格認定研修

- 1) 資格認定研修会は、年3回で実施され、1回から3回まで順番に受講する
 - 1回目：1日研修
 - 2回目：2日連日研修
 - 3回目：2日連日研修

研修会の会場については、募集時に案内する。

詳細は別途研修要項に記載する。

- 2) 研修では、定められた研修の受講と指定の課題を提出し、必要な認定を受けなければならない。

受講内容、課題については研修要項に記載する。

- 3) 認定通知を受けたものは、事例研究論文に着手し、提出の資格を有する。

4) やむを得ない理由で、途中から資格認定研修に参加できなくなった場合は、翌年度に限り欠席分の研修会に参加することができる。

参加できなくなった者は、すみやかに不参加理由書（形式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。

所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の参加資格の権利を失う。

5. 事例研究論文

1) 事例研究論文の提出資格（研修課題終了認定）を有してから、1年以内に論文を提出する。

2) 論文の提出要領は、研修要項に記載する。

3) 事例研究論文を提出したものには受理書と、口頭試問実施通知を送付する。

4) やむを得ない理由で、1年以内に論文を提出できなかった場合には、次の1年を限度として論文を提出することができる。

5) 提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかった者は、論文提出の権利を失う。

6. 口頭試問

1) 事例研究論文が受理されたものは、原則3ヶ月以内に口頭試問が行われる。

2) 審査結果は、受験者に文書で通知する。

3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の1回に限り、口頭試問を受けることができる。

欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。

試験当日の不測の事態については、別途検討する。

所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問受験資格を失う。

4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、別途定める。

7. 登録および資格認定交付手続き

1) 口頭試問合格者は、所定の期間までに「日本医療保育学会・医療保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局に提出する。

「日本医療保育学会・医療保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。

2) 認定料20,000円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書に添付する。

3) 既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

4) 所定の手続きを完了した者を、「日本医療保育学会・医療保育専門士」として登録し、認定証と認定カードを交付する。

認定の有効期間は5年間である。

5) 更新については、別途定める。

付記事項

1. 施設名称等については、法令等の改正に伴い変わることがある。
2. 資格認定実施要綱は資格認定委員会で検討し、理事会の承認を得て改訂する。

改訂日

2013年2月3日